



2026年1月16日

各 位

会社名 株式会社プレイド
代表者名 代表取締役執行役員CEO 倉橋 健太
(コード番号: 4165 東証グロース)

問合せ先 執行役員VP of Finance 高橋 雄佑
(TEL. 03-4405-7597)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年2月16日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 11,072株
(3) 発行価額	1株につき867円
(4) 発行総額	9,599,424円
(5) 割当予定先	社外取締役 2名 11,072株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年11月29日開催の取締役会において、今後の国内外における優秀な人材の招聘と人材流出の防止（競争力の向上）を図り、また当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下本項第二段落について同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2021年12月21日開催の第10期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する又は報酬等として譲渡制限付株式を付与することとし、その譲渡制限期間は、概ね3年間から5年間までのうち当社取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間5万株以内（2022年12月20日開催の第11期定時株主総会において年間20万株以内に改定）とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額150百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

さらに、2025年12月18日開催の第14期定時株主総会において、株主の皆様との一層の価値共有を進め、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むことを促すことを目的として、当社の社外取締役についても、本制度の付与対象者に加え、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間20万株以内（うち、社外取締役分は年間3万株以内）、その金額は年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役2名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬

債権合計9,599,424円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式11,072株を発行することを決議いたしました。これは、対象取締役1名につき、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給するものです。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2026年2月16日（払込期日）から2029年2月28日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の社外取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の社外取締役の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社の社外取締役の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年1月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である867円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上